

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

株式会社バンダイナムコアミューズメントラボ

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,772	流 動 負 債	927
現金及び預金	655	買掛金	225
売掛金	591	未払金	108
仕掛品	485	未払事業所税	5
貯蔵品	7	未払法人税等	21
前渡金	2	未払費用	0
前払費用	8	契約負債(流動)	360
未収入金	20	預り金	7
		役員賞与引当金	22
		賞与引当金	165
		株式給付引当金	10
固 定 資 産	388	固 定 負 債	149
有形固定資産	102	退職給付引当金	57
建物	86	資産除去債務	91
機械及び装置	8		
工具器具及び備品	6	負 債 合 計	1,076
無形固定資産	88	(純資産の部)	
ソフトウェア	88	株 主 資 本	1,084
投資その他の資産	197	資本金	10
長期前払費用	0	資本剰余金	851
前払年金費用	87	その他資本剰余金	851
繰延税金資産	110	利益剰余金	222
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	220
		繰越利益剰余金	220
		純 資 産 合 計	1,084
資 産 合 計	2,161	負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,161

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

仕掛品・・・・・・・・・・AM（アミューズメント）機器及びゲームソフト制作にかかる仕掛品については個別法による原価法

貯蔵品・・・・・・・・・・最終仕入原価法

貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

<主な耐用年数>

建物・・・・・・・・・・18年

機械及び装置・・・・・・・・4年

工具器具及び備品・・・・・・・・4～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

<主な耐用年数>

自社利用のソフトウェア

研究開発用・・・・3年

その他・・・・5年

3. 引当金の計上基準

(1) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 株式給付引当金

従業員への当社グループ株式の給付に備えるため、当事業年度における発生見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当事業年度末における年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を超過している場合は、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。

また、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、主にAM（アミューズメント）機器の受託開発によるものであり、顧客が開発成果物を検収した時点において顧客に支配が移転したと判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね3ヵ月以内に回収しており、重大な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。